

議案第96号

財産（土地・建物）の貸付について

次のとおり、町有財産（土地・建物）を貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年 9月 6日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

1 貸付財産

(1) 土地

所在地 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬二ノ下浜1350番地

地目 雑種地 面積 766.00㎡

① 共同調理場

面積 8,539.44㎡のうち485.00㎡

貸付料 101,295円(年額)

② その他土地

面積 8,539.44㎡のうち281.00㎡

貸付料 58,689円(年額)

(2) 建物

所在地 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬二ノ下浜1350番地

① 共同調理場

構造 鉄骨瓦葺平屋建

面積 485.00㎡

貸付料 無償

2 概要と目的

平成31年から湯梨浜町立学校給食センターが稼働したことに伴い現在貸し付けている「共同調理場(旧羽合学校給食センター)」の土地と建物を、隣接する羽合西コミュニティ施設において農林水産物栽培・加工等事業に取り組むセンコースクールファームの協力会社「いなか食品株式会社」に引き続き貸し付けることにより、地域産物の有効活用や雇用拡大による地域活性化を図る。令和7年1月31日をもって現行契約による貸付期間が満了するため、借受人からの申出により貸付期間を延長する。

3 貸付の相手方

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1350番地

いなか食品株式会社 代表取締役 森 貴洋

4 貸付の期間

令和7年2月1日から令和14年1月31日(7年間)